

令和2年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	04	01	01	144010	水道未普及地域対策事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		9,930	6,458		-3,472
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	9,930	6,458		-3,472

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	令和2年度	～	令和2年度
------	-------	------	-------	---	-------

部重点施策における目標
安全安心な水の確保に努める

事業開始の背景・経緯
市内の水道未普及地域内の生活水の確保に支障をきたしている世帯に対する整備手法を検証した結果、上水道整備は経費、水質維持等の観点より困難であったことから、既存水源を活用した簡易浄水施設設置補助により支援することとした。

事業概要						
<p>水質検査 水道未普及地域の世帯等を対象に、浄水施設等の設置を希望する自宅等で現在使用している水を水質検査する。</p> <p>・水質検査手数料 7,700円/回×2回=15,400円：令和2年度 実績なし</p> <p>浄水施設等の設置にかかる補助金の交付 水道未普及地域の世帯等を対象に、浄水施設等の設置にかかる補助金対象経費（上限額300万円）の9割（補助金交付限度額270万円）を補助する。</p> <p>・浄水施設等の設置経費にかかる補助金交付額実施</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>長洞地区</td> <td>756,000円×1施設 = 756,000円</td> </tr> <tr> <td>外川目地区</td> <td>2,173,000円×2世帯 = 4,346,000円</td> </tr> <tr> <td>内川目地区</td> <td>1,356,000円×1世帯 = 1,356,000円</td> </tr> </table> <p>補助金制度の周知</p>	長洞地区	756,000円×1施設 = 756,000円	外川目地区	2,173,000円×2世帯 = 4,346,000円	内川目地区	1,356,000円×1世帯 = 1,356,000円
長洞地区	756,000円×1施設 = 756,000円					
外川目地区	2,173,000円×2世帯 = 4,346,000円					
内川目地区	1,356,000円×1世帯 = 1,356,000円					

担当部署	15100000 市民生活部 生活環境	担当課長	松原 弘明
------	---------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1
----------

水道未普及地域対策事業 R2 6,458千円（R1 9,930千円 前年度比 3,472千円）

- 水質検査 0千円  
水道未普及地域の世帯等を対象に、浄水施設等の設置を希望する場合に現在自宅等で使用している水を水質検査し、現状の水質状況を確認する。  
予算額7,700円/回×2回=15,400円
- 浄水施設等の設置にかかる補助金の交付 6,458千円（ 3,472千円）  
水道未普及地域の世帯等を対象に、浄水施設等の設置にかかる補助対象経費（上限額300万円）の9割（補助金交付上限額270万円）を補助する。  
なお、補助金交付対象施設は貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、電気設備である。
  - 一般世帯に対する補助：3世帯  
金額 2,173千円×2世帯 = 4,346千円  
1,356千円×1世帯 = 1,356千円  
概要 導水施設、浄水施設、送水施設、電気設備の設置
  - 共同簡易給水施設に対する補助：1施設（6世帯）  
金額 126千円×6世帯 = 756千円  
概要 本補助金制度によりR1年度に浄水設備を整備した長洞地区簡易給水施設が整備する送水施設に対して補助する  
内容 貯水タンクからの送水圧力を高くするために加圧ポンプを増設する  
理由 R1年度に実施した事業において、貯水タンクの設置位置（標高）が従来より低くなったことから送水圧力が低下し、給水栓における水圧が低下した世帯が発生したため  
内訳 加圧ポンプ設置費840千円（税込み）の9割に当たる756千円を補助する  
1世帯当たりの補助金額 756千円÷6 = 126千円  
R1年度補助実績 1世帯当たり1,205千円  
R1年度実績 + R2年度予定額 1,331千円

補助金交付対象者（世帯等）：2010年（平成22年）4月1日時点、水道未普及地域に住所を有し、居住していること。  
共同給水施設の場合、補助対象経費の上限額は300万円×利用世帯数とし、補助金交付上限額は270万円×利用世帯数とする。

令和2年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	04	01	01	144010	水道未普及地域対策事業費

事業手法の詳細 2					
< 経費の内訳 >					
		節	名	称	
					H31 R2 増 減
1	水質検査	11	水質検査手数料料		0 0 0
2	水質検査	12	水質検査業務委託料		0 0 0
3	浄水器設置補助	18	水道未普及地域整備補助事業		9,930 6,458 3,472
	事業費計				9,930 6,458 3,472
< 経費の増減要因 >					
1	水質検査	本制度対象者への聞き取り調査等による補助金利用見直しによる減			
2	浄水器設置補助	本制度対象者への聞き取り調査等による補助金利用見直しによる減			

事業手法の詳細 3